

## 加古川市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱事務取扱要領

令和5年3月28日  
環境部長決定

加古川市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表に規定する補助金の対象となる者のうち個人については次のとおりとする。

- 1 申請者と要綱第3条第1項第1号又は第2号に規定する書類は、世帯主名となるが、当該書類の名義を世帯主名にできない場合は、別途理由書の提出を求め、その名義人が当該世帯主と同一世帯に属することと共に当該世帯において要綱第3条第1項に規定する申請の日の属する年度の5年度前の年度の初日から同申請の日までの間において、要綱又は要綱に類する要綱により生ごみ処理機等に係る補助金の交付を受けた者がいないことを確認した上で、その名義人での申請を認める。この場合において、別表対象となる者の項中「市税を滞納していない者」の対象は、当該世帯主及び申請者とし、申請者は要綱第3条第1項第3号に規定する申請者の市税確認承諾書に加え世帯主の市税確認承諾書を市長に提出しなければならない。

この取扱要領は、令和5年4月1日から適用する。